

○屋外広告物の管理

(管理義務)北海道屋外広告物条例第12条第1項

行為者等は、広告物又は掲出物件に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(行為者: 広告主、広告主から委託を受ける等により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者及び当該広告物又は掲出物件を管理する者)

簡易広告物

- ・はり紙
- ・はり札
- ・立看板 等

固定広告物

- ・地上広告物
- ・屋上広告物
- ・壁面広告物

許可を受けて表示(許可地域)

許可を要しないもの(適用除外)

- 自家用広告物(10㎡)
- 公共用広告物
- 他法令によるもの等

3年ごとに点検結果報告書を添えて継続許可申請

北海道屋外広告物管理指針(平成3年12月制定)

- ・対象: 固定広告物
- ・目的: 広告主、設置者、管理者が広告物等の適切な維持管理を自主的に行うために必要な点検項目、対応策を示し、広告物等の安全性確保及び良好な景観、風致の維持を図る。
- ・点検の時期: 毎年定期的に、また強風・地震等の際は直ちに実施